

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 出勤停止命令及び休業手当取扱い基準

(目 的)

第1条 この基準は、就業規則を補則するために、労働基準法（昭和22年法律第49号）第26条の規定により懲戒処分を除く業務上必要な休業（出勤停止命令）及び休業手当の支給等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出勤停止命令)

第2条 職員が次の各号のいずれかに該当し業務上休業が必要と認められるときは2週間を超えない期間で出勤停止を命令することができる。

- (1) 就業規則に規定する服務に違反したとき
- (2) 職員及びその同居の者が感染症を発症したとき又はその疑いのあるとき
- (3) 懲戒処分の事由が発生したとき
- (4) 業務量に変動が生じたとき
- (5) 天災地変など不可抗力により業務を停止したとき
- (6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による健康診断結果によるとき
- (7) 職員に業務に就く意思がないと認められるとき
- (8) その他会長が必要と認めるとき

2 前項第1号から第7号の命令は、管理又は監督の地位にある職員の職権とし、第8号の命令は事前に会長の承認を得るものとする。但し、第4号については管理又は監督の地位にある職員の委任を受けて事務主任である職員が命令することができる。

3 出勤停止を命令したときは別記出勤停止命令報告書により事務局長に報告をしなければならない。但し、出勤停止命令を命ぜられる職員が管理又は監督の地位にある場合には会長に報告をするものとする。

(適用除外)

第3条 前条第1項第2号、第4号及び第6号に該当する場合であって、職員の申し出により年次有給休暇、特別休暇、振替休日及び代休により休暇を取得するときにはこの基準の適用を受けない。また、休日等勤務を要しない日についても同様の扱いとする。

(休業手当)

第4条 出勤停止を命ぜられた職員には休業手当を支給する。但し、第2条第1項第5号、第6号、第7号に規定する出勤停止及び第3条による場合は除く。

2 休業手当の額は、別表のとおりとする。

3 休業手当は、その事由の発生した日の属する月の給与に併せて支給をする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、出勤停止命令及び休業手当の取扱いに関する必要な事項は、会

長が決定する。

附 則 この基準は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。